



未来を支える笑顔への一歩、
共に歩む支援の架け橋

2023年度 児童養護施設等助成金公募要項



一般財団法人
一華五葉財団



-INDEX-

1. 代表理事挨拶
2. 財団概要
3. 児童養護施設等助成金募集要項
4. お問い合わせ

1. 代表理事挨拶

当財団の主な目的は、児童養護施設等で生活している子供たちに通ずる支援です。これらの施設は、保護者のいない子供たちや虐待やネグレクトの被害者など、困難な状況に置かれた児童を受け入れています。

当財団は助成金の交付を通じ、彼らの生活環境を改善し、彼らが健康に成長し、幸福な生活を送ることを支援することを目的としております。

また、児童養護施設等で生活している児童の教育の機会を向上させるために教材や機材の購入、将来的に自立した生活をおくことを目的とした施設への支援も行い、助成金を通じ児童が安心して成長し、自信を持ち、社会で健康的な関係を築けるようにすることを目指しています。

児童養護施設等への助成金交付によって、子供たちの安定した生活と発達を支えるための総合的な支援を提供することを目指しています。



一般財団法人 一華五葉財団

代表理事 一華



2. 財団概要

(1) 法人概要

法人名	一般財団法人 一華五葉財団
代表理事	一華
設立年月日	令和5年8月30日
住所	東京都港区赤坂2丁目21番4号 天翔オフィス赤坂ANNE X 311号室
URL	https://ikkagoyouzaidan.or.jp

(2) 事業目的

当財団は、困難を抱えた子ども達の健全な育成と自立を支援する事業を行い、児童福祉の充実と向上に寄与することを目的とする助成事業を行います。

(3) 役員名簿

代表理事	一華	一般社団法人 一華五葉 理事
理事	松田 千晴	放射線科専門医/医学博士
理事	宮川 裕美子	ウィプロ リミテッド DOP-Techology, Sr.Executive
評議員	勝 友美	株式会社muse 代表取締役
評議員	松井 啓子	株式会社OTCカウンセラーの会 代表取締役/薬剤師
評議員	沼田 遥日	一般社団法人 一華五葉 団体職員
監事	粟村 圭吾	みのり税理士法人 代表社員

3. 児童養護施設等助成金募集要項

1. 助成対象事業

児童養護施設等が、児童の生活環境の充実と、助成対象期間内に実施される生活環境に必要とされる設備等の購入や活動の費用で、当財団以外から重複して補助金や助成金の受給を受けていない又は受給を予定していない事業を対象とします。

例)・教育用のパソコンや情報通信機器の導入費用

・施設内外での様々な行事や社会教育施設での研修に直接かかる費用など

2. 助成対象施設

当財団の助成金の対象となる施設は以下の7分類になります。

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立支援ホーム、児童家庭支援センター

3. 対象期間

令和5(2023)年8月1日から令和6(2024)年7月31日までとします。

4. 助成金額

交付する助成金の限度額は、施設の規模に応じて変動しますが上限は50万円とし、1施設に対する助成は、助成対象期間内において1回とします。各施設への助成金額は、当財団理事会の決議により決定します。

5. 応募方法

応募書類

1. 助成金申請書 ※当財団のホームページよりダウンロードしてください。
2. 申請金額の根拠となる見積書のコピーや計画書など
3. 直前事業年度の当該施設の拠点区分事業活動計算書
4. 直前事業年度の法人全体の貸借対照表

応募

・郵送もしくはE-mailにて提出

<応募先>

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目21番4号 天翔オフィス赤坂ANNEX311号室

一般財団法人 一華五葉財団 事務局宛

E-mail: info@ikkagoyouzaidan.or.jp

申請受付: 令和5(2023)年10月1日(日)~11月30日(水) 当日消印有効

6.選考及び結果通知

(選考)

書類選考を行った後、外部有識者を含む選考委員会に諮り、理事会の決議を経て、助成対象事業ならびに助成金額を決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(結果通知)

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。応募書類は返却できません。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

7.助成対象者の義務

助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り、速やかに事業を遂行してください。

(1) 受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。

(2) 助成対象事業の内容を変更したいときは、助成金交付申請変更届にてその旨を当財団に申し出て承認を得てください。

(3) 助成対象事業が中止になった場合や重複しての受給となることが判明したときは、助成金交付申請変更届にて取り下げ申請を当財団に遅滞なく届け出てください。

(4) 助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に助成対象事業完了報告書を提出してください。なお、報告書には、請求書、支払先や支払金額が明記された領収証もしくは収支計算書等のコピーを必ず添付してください。

(5) 助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

8.助成金の交付決定の取り消し及び返還

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠ったその事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部を返還していただきます。

(1) 助成対象者が、当財団が定める助成事業実施規程に違反したとき

(2) 助成対象者が、決定された助成対象事業以外の用途に助成金を使用したとき

(3) 助成対象者が、決定された助成対象事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をしたとき

(4) 決定後に生じた事情により、決定された助成対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

(5) 助成対象事業が完了し、助成対象事業の費用の合計額が交付した金額を下回ったとき

9.その他の注意点

(1) 当財団は、申請内容に含まれる個人情報については、本助成選考及び助成の目的に使用いたします。但し、助成対象となった場合、当財団の活動報告の一環として、施設名・事業名等は公表させていただきます。

(2) 同じ事業にて他の助成と重複して受給することはできません。

(3) 選考の過程において、事業内容がわかるものを追加で提出していただく場合がございます。



4.お問合せ

一般財団法人 一華五葉財団 事務局

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目21番4号 天翔オフィス赤坂ANNEX311号室

MAIL: info@ikkagoyouzaidan.or.jp

URL <https://ikkagoyouzaidan.or.jp>

※お電話ですと、どうしても担当者が不在の場合等、ご対応がすぐにできかねる為、応募者の皆様に確実にご対応させて頂くため、メールにてお問合せをお願いいたします。

何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。



一般財団法人
一華五葉財団

